

## 「第四次箕面市子どもプラン（案）」に係る パブリックコメントの実施結果について

### 1. 案件の名称

「第四次箕面市子どもプラン（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

### 2. 結果公表閲覧期間

令和2年(2020年)6月26日(金)から7月27日(月)まで(予定)

### 3. 閲覧場所

- ・市ホームページ
- ・子ども未来創造局教育政策室（箕面市役所別館3階）
- ・行政資料コーナー（箕面市役所別館1階）
- ・箕面市役所豊川支所、止々呂美支所
- ・総合保健福祉センター（みのおライフプラザ）
- ・中央生涯学習センター、東生涯学習センター、西南生涯学習センター、みのお市民活動センター、らいとぴあ21、桜ヶ丘人権文化センター

### 4. 実施結果概要

◆募集期間 令和2年(2020年)6月1日(月)から6月21日(日)まで

◆意見の件数 0件

問い合わせ先

箕面市子ども未来創造局教育政策室

電話：072-724-6762（直通）

# **第四次箕面市子どもプラン**

**令和2年(2020年) 6月**

**箕 面 市**



# 目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の概要.....	1
第1項 国の動向.....	1
第2項 本市の動向.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第1項 法的位置づけ.....	2
第2項 計画体系における位置づけ.....	3
第3項 計画対象.....	4
第3節 計画の期間.....	4
第4節 計画の策定体制.....	5
第1項 箕面市子ども・子育て会議の設置.....	5
第2項 アンケート調査の実施.....	5
第2章 箕面市の子どもと子育てをとりまく状況と課題.....	6
第1節 人口・世帯の状況.....	6
第1項 人口・世帯数の推移.....	6
第2項 年齢3区分別人口の推移.....	6
第3項 人口構造.....	7
第4項 自然動態.....	7
第2節 子ども・家庭の状況.....	8
第1項 子どもの人口推移.....	8
第2項 出生の状況.....	8
第3項 子どものいる世帯の状況.....	10
第3節 就労の状況.....	12
第1項 労働力人口.....	12
第2項 労働力率.....	12
第3項 就業者の状況.....	14
第4節 婚姻の状況.....	16
第1項 結婚の状況.....	16
第5節 子どもの状況と子育ての実態.....	17
第1項 就学前児童の保育の状況.....	17
第2項 学童保育の状況.....	20
第3項 学校の状況.....	21

第4項	子どもの健康状態.....	22
第5項	子どもの人権.....	24
第6項	地域の子育て環境.....	24
第6節	子育て支援に関する意識と実態.....	25
第1項	調査概要.....	25
第2項	調査結果概要.....	26
第3章	計画の基本理念と施策の基本方向.....	32
第1節	基本理念.....	32
第2節	基本目標.....	32
第3節	施策体系図.....	34
第4章	施策の展開.....	35
第1節	施策の基本方向と主な取り組み.....	35
第1項	家庭・地域における子育て環境の充実.....	35
第2項	保育・教育サービスの量的・質的充実.....	47
第3項	子育て世代に対する労働環境の整備.....	83
第4項	子どもの遊び場づくり.....	85
第5項	子どもの文化的・社会的活動の支援.....	89
第6項	教育の充実と開かれた学校づくり.....	93
第7項	健全育成と自立支援.....	100
第8項	世代をつなぐ生涯学習・交流の促進.....	103
第2節	子どもの貧困対策の推進.....	105
第1項	総合的な支援（推進体制の整備、検証及び調査研究）.....	105
第2項	各項目ごとの取り組み.....	106
第3節	ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	111
第1項	各項目ごとの取り組み.....	111
第4節	子ども・子育て支援事業計画におけるサービス提供量について.....	115
第1項	就学前保育・教育サービスの提供量.....	115
第2項	地域子ども・子育て支援事業の提供量.....	118
第5章	計画の推進体制.....	125
第1節	点検、評価（Plan Do Check Act）.....	125
第2節	計画の推進体制.....	126
第3節	計画内容の周知徹底.....	126

参考資料.....	127
1. 第四次箕面市子どもプランの策定経過.....	127
2. 箕面市子ども・子育て会議への諮問.....	128
3. 箕面市子ども・子育て会議からの答申.....	129
4. 箕面市子ども・子育て会議条例.....	130
5. 委員名簿.....	132
6. 箕面市子ども条例.....	134
7. 箕面市子育て応援宣言.....	137



# 第1章 計画策定にあたって

---

## 第1節 計画策定の概要

### 第1項 国の動向

平成29年(2017年)の全国の合計特殊出生率は1.43であり、大阪府はそれを下回る1.35となっています。少子化により子どもの数が減少しているにもかかわらず、核家族化や共働き世帯の増加などにより、保育所等では待機児童の増加が社会問題化しています。

国では待機児童数が依然増加していることを受け、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」を平成28年(2016年)4月1日に施行しました。改正法は、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げようとするものです。

平成29年(2017年)6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」の一環である「子育て安心プラン」では、令和元年度(2019年度)末までの2年間で待機児童を解消することを目標に掲げ、遅くとも令和2年度(2020年度)末までの3年間で、待機児童を解消し、その後も待機児童ゼロを維持しながら、令和4年度(2022年度)末までの5年間で女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備等を進めていくこととしています。

平成30年(2018年)9月には「新・放課後子ども総合プラン」を公表し、共働き家庭等の小1の壁・待機児童を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進する方針が示されました。

さらに、平成29年(2017年)12月には、幼児教育・保育や高等教育の無償化などを盛り込んだ「人づくり革命」と、「生産性革命」の2本柱の新しい経済政策パッケージを閣議決定しました。その中では、「幼児教育・保育の無償化」を2兆円規模で実施し、その財源は令和元年10月の消費税増税分の用途変更などで確保するとなっています。幼児教育・保育の無償化については令和元年(2019年)10月から実施し、令和2年(2020年)4月から高等教育を含めて実施されています。

### 第2項 本市の動向

本市における事業計画は、「子ども・子育て支援法」により記載する必要がある項目に加え、「箕面市新子どもプラン」(次世代育成支援対策行動計画(後期計画))を引き継ぐ計画として、平成27年(2015年)6月に「第三次箕面市子どもプラン」を策定し、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く推進してきました。

このたび、第三次計画が令和元年度末をもって終了することから、就学前、就学児童のいる市民に子育てに関するニーズ調査を実施し、市の現状と課題を再度、分析・整理し、



令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間を計画期間とした「第四次箕面市子どもプラン」を策定するものです。

## 第2節 計画の位置づけ

### 第1項 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項に基づき、国が定める基本指針に即して策定します。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

また、次世代育成支援対策推進法は、平成26年度末(2014年度)までの時限法として制定されましたが、ひとり親家庭等への支援を拡充するとともに、社会問題化している子どもの貧困対策に対応するため、母子及び寡婦福祉法を含む、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」として改正されました。子どもが健やかに生まれ育まれる環境を一層充実させるため、令和7年(2025年)3月31日まで10年間延長されました。

次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定は、平成27年度(2015年度)から子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画が義務付けられたことに伴い、任意となりましたが、引き続き次世代育成支援対策を推進するため、本計画を市町村行動計画として策定します。

次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条第1項 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

加えて、本計画は、貧困の連鎖を根絶するための教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援等の各種施策等を総合的・計画的に推進するため、子どもの貧困対策の推進に関する法

律第9条第2項に基づく市町村計画を含んだ計画として策定します。

子どもの貧困対策の推進に関する市町村計画は105ページからです。なお、各項目ごとの具体的な取り組み施策は、第4章「施策の展開」の【主な取り組み】の各事業名と該当するページを記載しています。

子どもの貧困対策の推進に関する法律  
(都道府県計画等)

第9条第2項 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

また、貧困対策とひとり親家庭等の自立支援に関する各種施策が複合的に重複することから母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に基づく自立促進計画を含んだ計画として策定します。

ひとり親家庭等自立促進計画は111ページからです。なお、各項目ごとの具体的な取り組み施策は、第4章「施策の展開」の【主な取り組み】の各事業名と該当するページを記載しています。

母子及び父子並びに寡婦福祉法  
(自立促進計画)

第12条第1項 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- 1 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 2 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 4 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

## 第2項 計画体系における位置づけ

本計画は、「第五次箕面市総合計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

さらに、これまでの取り組みとの継続性を保つとともに、さまざまな分野の取り組みを総合的・一体的に進めるために、関連計画と整合性をもったものとして定めています。

- |                        |                                   |
|------------------------|-----------------------------------|
| • 箕面市子ども条例             | • 新箕面市人権教育基本方針                    |
| • 箕面市まちづくり理念条例         | • 箕面市人権保育基本方針                     |
| • 箕面市市民参加条例            | • 第3次箕面市障害者市民の長期計画<br>(みのお‘N’プラン) |
| • 箕面市非営利公益市民活動<br>促進条例 | • 箕面市障害児福祉計画                      |
| • 箕面市人権宣言              | • 箕面市男女協働参画推進プラン                  |
| • 青少年健全育成都市宣言          | • 箕面市国際化指針                        |
| • 箕面市人権のまち推進基本方針       | • 箕面市就労支援基本計画                     |

### 箕面市子ども条例

「箕面市子ども条例」は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもの自己形成を支援するための基本理念を定め、市と市民の役割を明らかにすることにより、全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とし、平成11年(1999年)10月1日に施行されました。

条例施行後、市は「箕面市子ども条例」の基本理念に基づき、子どもに関するさまざまな施策を策定し、実施してきました。

### 第3項 計画対象

本計画が対象とする子どもは、児童福祉法第4条、大阪府青少年健全育成条例第3条並びに箕面市子ども条例第2条に基づき、18歳未満の者とします。

### 第3節 計画の期間

本計画は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間を計画期間とします。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	平成				令和					
	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	第三次箕面市子どもプラン					第四次箕面市子どもプラン				

## **第4節 計画の策定体制**

### **第1項 箕面市子ども・子育て会議の設置**

本計画の策定にあたっては、市民の代表、学識経験者、関係行政機関の職員等からなる「箕面市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に反映すべくさまざまな意見をいただきながら、現状や課題の検討を行いました。

### **第2項 アンケート調査の実施**

市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握し、計画策定に役立てるため、平成31年(2019年)2月18日から同年3月6日にかけて就学前児童及び小学校児童を持つ保護者を対象として、「箕面市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

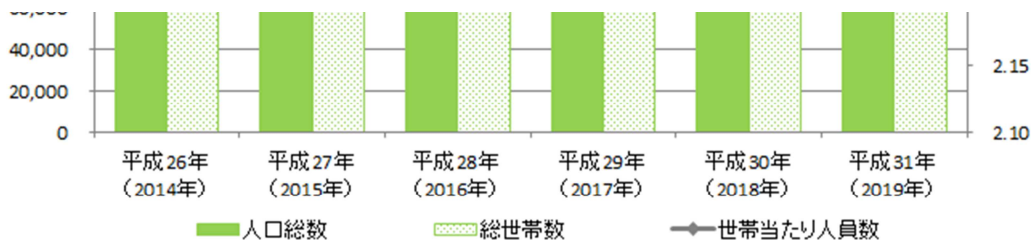
## 第2章 箕面市の子どもと子育てをとりまく状況と課題

### 第1節 人口・世帯の状況

#### 第1項 人口・世帯数の推移

令和元年(2019年)の本市の総人口は138,120人、総世帯数は60,998世帯となっています。平成26年(2014年)からみた本市の人口は増加傾向にあり、13万人台で推移しています。世帯数は増加傾向にあります。世帯あたり人員数は減少しています。

##### ◆箕面市の人口・世帯数の推移

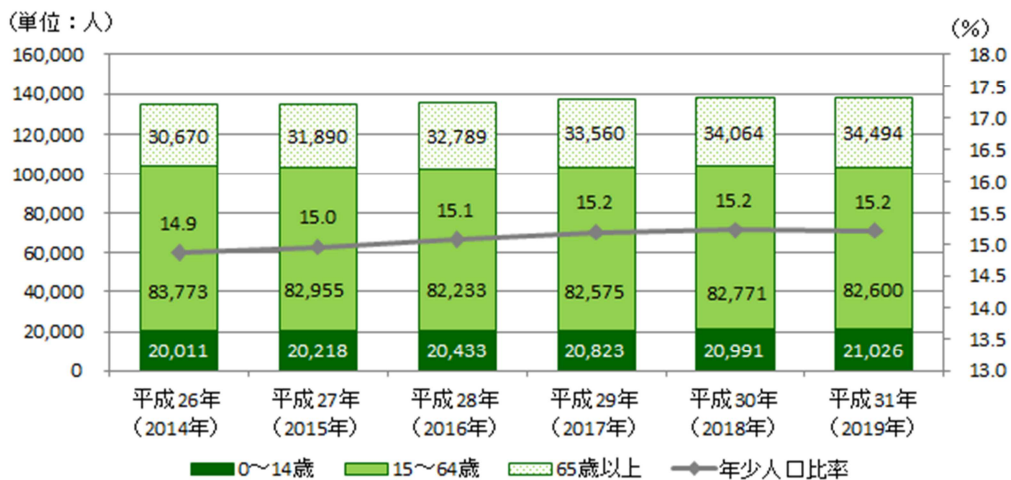


資料：市民部戸籍住民異動室（各年3月31日）

#### 第2項 年齢3区分別人口の推移

本市の人口を、15歳未満(年少人口)、15～64歳(生産年齢人口)、65歳以上(高齢人口)の年齢3区分で見ると、年少人口、高齢人口の割合は増加傾向にあり、年少人口比率も上昇し続けています。令和元年(2019年)では、年少人口の割合が15.2%、生産年齢人口の割合が59.8%、高齢人口の割合が25.0%となっています。

##### ◆年齢3区分人口の推移



資料：市民部戸籍住民異動室（各年4月1日）











































































































































































































































































































